委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和2年10月8日

	ф	- 1	ŀ
	т	- 1	_

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事•市区町村長等		
1. 形(1) 1成(長) (2) (7)	1. 即起的东州事"川色町竹文寺		
	●知事	○市区町村長等	
2. 都道府県名	岩手県		
3. 市区町村名			
4. 届出番号		4	
5. 独自利用事務の事例番号	113-6-1(2)		
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	https://www.pref.iwate.jp/kensei/seisaku/jouhouka/mynum/1012059.html		

執行機関名 岩手県知事

知事等(教育委員会)が行う高等学校等の専攻科に係る修学支援に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	高等学校等(高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号) 第2条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。)又は高等学校の専攻科に在学す る生徒又は学生に係る就学等に要する費用の給付に関する事務であって規則で定 めるもの(専攻科奨学給付金)
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び① の該当部分		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例別表第1 1の項 高等学校等(高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号) 第2条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。)又は高等学校の専攻科に在学する生徒又は学生に係る就学等に要する費用の給付に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規 定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第1 条	私立高等学校等専攻科生徒奨学給付金給付要綱第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、 <u>高等学校等の生徒等</u> がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって <u>教育の機会均等</u> に寄与することを目的とする。	第1条 この要綱は、全ての意志ある私立の高等学校等専攻科の生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、専攻科生徒がいる低所得世帯を対象に給付する私立高等学校等専攻科生徒奨学給付金(以下「給付金」という。)について必要な事項を定めるものとする。なお、本事業は国が実施する高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への奨学のための給付金)に該当するものである。
⑦独自利用事務の関連規範		私立高等学校等専攻科生徒奨学給付金給付要綱